令和元年8月22日
健康づくり推進協議会資料

別添資料

全国健康保険協会 群馬支部
協会けんぽ

御中

生き活き健康事業所宣言事業所アンケート結果

管理栄養士からのアドバイス

平成30年9月に実施いたしましたアンケートについて取りまとめました。

平成28年度までに「生き活き健康事業所宣言」を宣言された214社にアンケートを送付。

回収　136社　回収率　63．5%でした。ご協力ありがとうございました。

平成30年度　健康宣言事業所　アンケート結果
健康ベースプラン　4項目

● 健康診断の実施

生活習慣病予防健診を利用しているか、40歳以上の健診データを提供している	85%
生活習慣病予防健診は利用していない	15%
◆定期健診実施率100%	80%

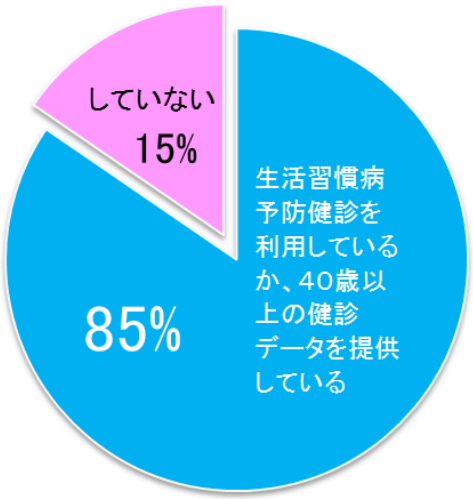

● 特定保健指導の利用

58%の事業所で利用していただいてました！

● 二次検査･治療の推進

二次検査対象者全員に、受診を促し実施し結果を把握している	30%
二次検査対象者全員に、受診を促している	56%
二次検査の受診は個人に任せている	14%

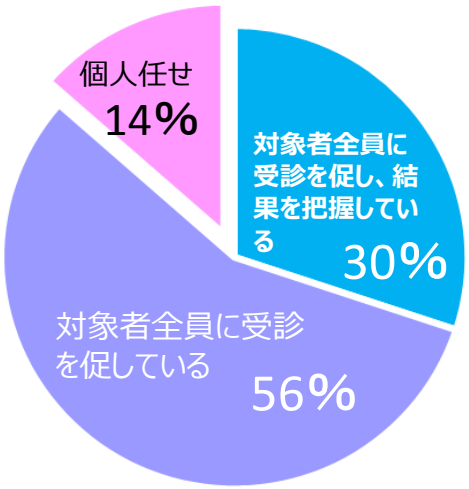

● オリジナルプランの取組1つ以上

100%

☛ 提出された136社すべてが、高血圧対策の事業所オリジナルプランを実施していました！

オリジナルプラン　アンケート結果

● 取組内容 【食　事】

（複数回答あり）

	（社）
ヘルシーな仕出し弁当等に切り替える	２４
社内で使用する醤油やソースなどを減塩商品に替える	１７
社内で使用する醤油差しを量調整可能タイプに替える	９
社内で定期的な休甘日（間食・甘味飲料）を設定する	５
「食塩摂取量（男性８ｇ、女性７ｇ、高血圧治療中の方は６ｇ未満）」や「野菜の1日当たりの摂取量」を周知する	３０
その他	６

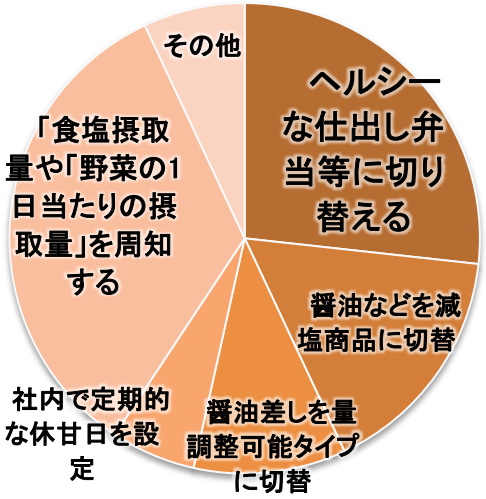

● 取組内容 【運　動】

（複数回答あり）

	（社）
始業前などにラジオ体操を実施	５０
昼休みを利用したウォーキング習慣をつくる	１０
社内で階段利用強化週間・月間などを設定	１４
運動イベントを企画したり、県内外の運動イベントへ参加	３５
その他	２

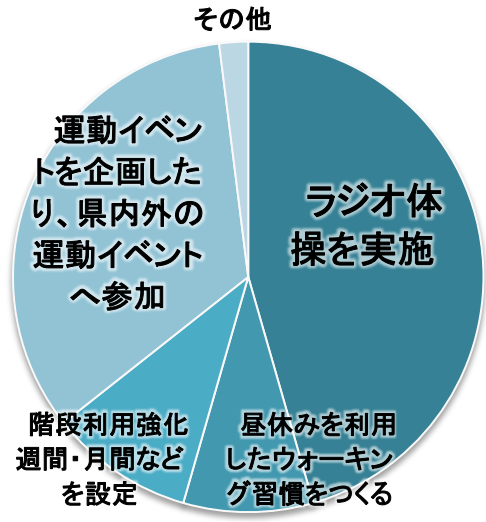

● 取組内容 【休　養】

（複数回答あり）

	（社）
社内で毎朝相互にあいさつ運動を実施	６６
メンタルヘルスのためのセミナーを開催	１３
ノー残業デーを定期的に設定し実施	４３
皆が参加できるレクリエーションを企画	４５
その他	１

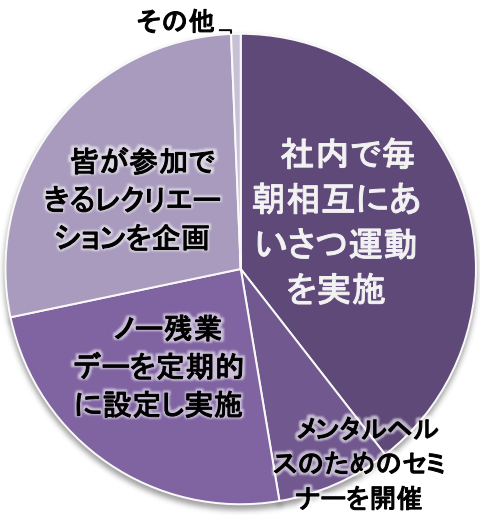

● 取組内容 【嗜好品】

（複数回答あり）

	（社）
社用車を禁煙にする	87
社内で禁煙日をつくる	7
就業時間内は全面禁煙にする	34
喫煙室をつくり、空間分煙をおこなう	73
敷地内禁煙をおこなう	36
喫煙者には禁煙サポート・禁煙外来への相談を勧める	18
社内で適度な飲酒量を周知する	25
社内で休肝日をつくる	5
その他	3

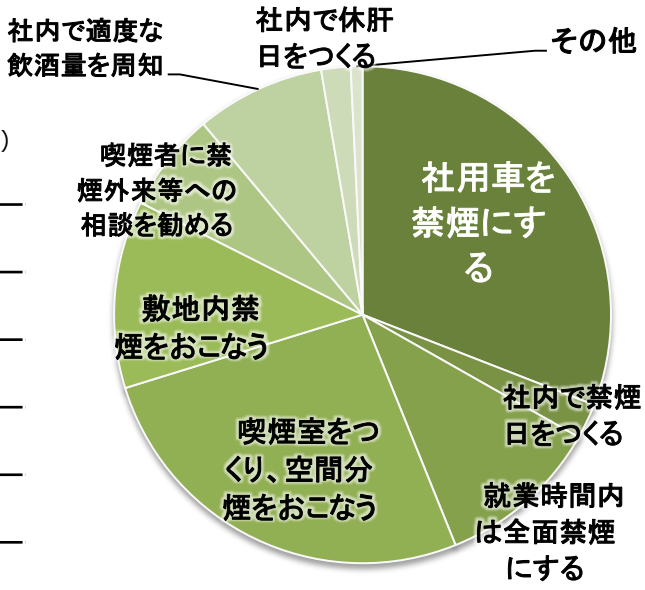

● 取組内容 【その他】

（複数回答あり）

	（社）
協会けんぽメールマガジンに登録し、社内で情報を周知	36
社内に体重計・血圧計・体組成計などを設置	61
社内で食後の歯磨きを推奨	39
メンタルヘルス等の相談窓口や担当者を設置	41

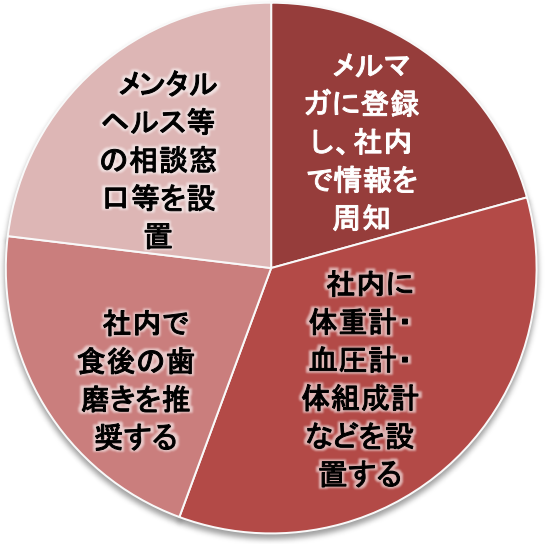

アンケートにご協力をいただきましてありがとうございました。

今回のアンケート結果を今後のサポートの参考とさせていただきます。

引き続き、健康経営の取り組みをお願いいたします。

お問い合わせ先

全国健康保険協会　群馬支部

➤健診・保健指導など

保健グループ　027-219-2104

➤インセンティブ制度他

企画総務グループ　027-219-2100⑤

「機密性」

「生き活き健康事業所宣言」をされている事業所のみなさま

健康経営優良法人を目指してみませんか？

健康経営優良法人認定制度とは、特に優良な健康経営を実践している企業等を国レベルで顕彰する制度です。この認定を受けることで、従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的な評価を受けられます。

健康経営優良法人2019では、群馬支部の加入事業所から大規模法人部門で2社、中小規模法人部門で37社が認定され、2018年の約3倍の認定数となりました。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

認定までの流れ

※各申請部門の区分についてはご確認をお願いします。

大規模法人部門（ホワイト500を含む）	中小規模法人部門
経済産業省が実施する「健康経営度調査」に回答	済 群馬支部が行う「生き活き健康事業所宣言」の取り組みに参加
	中小規模法人部門に申請する事業所様はここから！
回答結果をもとに、健康経営優良法人（大規模法人部門）の認定基準に適合しているかの判定を受ける	自社の取り組み状況を確認し、中小規模法人部門の認定基準に該当する具体的な取り組みを申請書に記載
協会けんぽと連名により日本健康会議認定事務局へ申請	日本健康会議認定事務局へ申請

日本健康会議認定事務局による審査・認定

※申請方法の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。

健康経営優良法人 検索

協会けんぽも健康経営に取り組む事業所様を応援しています！お気軽にご相談ください。

協会けんぽ 群馬支部 企画総務グループ ☎027-219-2100（音声ガイダンス⑤）

健康経営優良法人2020（中小規模法人部門）認定基準

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件	
1．経営理念(経営者の自覚)			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須	
2．組織体制			健康づくり担当者の設置	必須	
3．制度・施策実行	従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)	左記①～④のうち2項目以上	左記①～⑮のうち7項目以上
			②受診勧奨の取り組み		
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
		対策の検討	④健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標(計画)の設定 （※「健康経営優良法人2021」の認定基準では必須項目とする）		
	健康経営の実践に向けた基礎的な土台づくりとワークエンゲイジメント	ヘルスリテラシーの向上	⑤管理職又は従業員に対する教育機会の設定	左記⑤～⑧のうち少なくとも1項目	
		ワークライフバランスの推進	⑥適切な働き方実現に向けた取り組み		
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み		
		病気の治療と仕事の両立支援	⑧病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組み(⑮以外)		
	従業員の心と身体の健康づくりに向けた具体的対策	保健指導	⑨保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑨～⑮のうち3項目以上	
		健康増進・生活習慣病予防対策	⑩食生活の改善に向けた取り組み		
			⑪運動機会の増進に向けた取り組み		
			⑫女性の健康保持・増進に向けた取り組み		
		感染症予防対策	⑬従業員の感染症予防に向けた取り組み		
		過重労働対策	⑭長時間労働者への対応に関する取り組み		
		メンタルヘルス対策	⑮メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み		
		受動喫煙対策	受動喫煙対策に関する取り組み	必須	
4．評価・改善		保険者へのデータ提供（保険者との連携）	(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須	
5．法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約書参照			定期健診の実施、健保等保険者による特定健康診査・特定保健指導の実施、50人以上の事業場におけるストレスチェックの実施、従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていないこと、など	必須	

※経済産業省ホームページより引用